

議案第40号

佐野市職員等の旅費に関する条例の改正について

佐野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年2月25日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員等の旅費に関する条例（平成17年佐野市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第33条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第33条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に佐野市職員等の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項の規定による旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、この条例による改正後の第33条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 4 0 号参考資料

佐野市職員等の旅費に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(外国旅行の旅費) 第33条 この条例に定めがあるものを除くほか、外国旅行についての旅費については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u>の各相当規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が定める。	(外国旅行の旅費) 第33条 この条例に定めがあるものを除くほか、外国旅行についての旅費については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）</u>の各相当規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が定める。